

政府の立場から

星田 淳也



今日は、このスライドに書いてある若年者雇用対策室長の田中が急きょ来られなくなりまして、私が代わりに報告させていただきます。今ご紹介にありましたが、厚生労働省で大臣官房国際課の課長補佐をしております。星田と申します。よろしくをお願いします。

まずILOでの議論でございますが、今回の6月のILO総会で議論したわけでございますが、その議題に「雇用危機の対応」を入れるということは、本年3月に急きょ決定されたものです。ILOの総会の議題は、だいたい1年前には決まっているのですが、今年は雇用危機の展開が非常に速かったので、急きょ入れたということでございます。

そこで、グローバル・ジョブズ・パクト（仕事に関する世界協定）という文書をまとめるという方向とされましたが、このグローバル・ジョブズ・パクトをどういった文書にするか、文書をいくつ作るのか、要約版と詳細版を作るとか、初めはそういう話がいくつかあったわけでございますが、結局今皆さんのお手元にある一つの文書を作るという形で、まとめたものがございます。

個別の具体的な中身については触れませんが、大雑把に申しますと、経済危機が雇用面に非常に大きな影響を与えている。雇用の回復は、実体経済の回復に数年遅れるということ。また、各国は経済危機に対処するにあたって、ディーセント・ワークの実現に向けた取り組みが重要であること。また、社会対話も重要であること。こういったことを原則として、とりまとめられております。

雇用危機に対する全体委員会の目的でございますが、昨年秋以降の世界的な経済金融危機を受け、その雇用および社会への影響について討議し、その成果を各国政労使が参照できる幅広い政策パッケージとして示し、また今後のILOの活動を導くものとなるようにとりまとめること、ということでございます。

次に、この議論の流れでございますが、まずテーマ別討議が行われました。10個のテーマについて、専門家を招いたセッションというものがございました。その10個のテーマであります。例えば先進国においては、「財政出動をすべきか」、また「積極的労働市場政策の役割」、あとは「社会対話」ですとか「企業の持続可能性について」等々、10個あったわけでございます。

そのあと一般討議を経まして、起草委員会が立ち上げられました。全体委員会には、多数の国、

星田淳也（ほしだ・じゅんや） 厚生労働省大臣官房国際課課長補佐

2000年厚生省（当時）入省。保険局、政策統括官付労政担当参事官室、労働基準局労災補償部、社会保険庁を経て、2008年9月より現職。2009年6月のILO総会に出席。

各国の政労使が参加するわけですが、それをより絞って起草委員会というものを立ち上げまして、そこでグローバル・ジョブズ・パクトをまとめる作業を行ったわけでございます。

起草委員会は、政府代表16名、労使の代表が8名ずつ入ってやったわけですが、その16カ国からの代表と言いましても、各国立場がいろいろ異なります。先進国、あるいは中国やインドのような先進国と途上国の間にある国、またアフリカをはじめとした途上国が入っておりまして、それぞれ政府の代表といっても、皆が同じ方向を向いていて、同じようなことを望んでいるわけではありませんので、まとめるのが若干難しいといったことはございました。

起草委員会をまとめるには苦労しましたが、結局何日間かかけて議論をし、起草委員会での議論を全体委員会のほうに持ち帰って、そこでも議論を行いまして、最終的に6月18日委員会での決議案が採択され、19日に総会本会議のほうで委員会の原案通り採択されたわけでございます。

我が国はどういった立場かと申しますと、我が国においても、昨年秋以降の経済金融危機を受け、雇用失業情勢は急激に悪化しています。各国がその状況に対応し、またいくつか好事例を持っておりました。そうしたことも踏まえまして、各国の議論を歓迎しつつ、我が国としては、我が国における経験、国際協力について、こういった考え方で我が国はやっていると、好事例として盛り込むべきではないかというようなことを申し上げて、議論のためにインプットを行ったということでございます。

以上が、グローバル・ジョブズ・パクトと、それをまとめる全体委員会等の動きでございましたが、次に日本の現状について概観します。我が国においても、昨年秋以降の経済危機が雇用非常に大きな影響を与えております。

例えば、完全失業率ですが、8月は5.5%。前月より0.2ポイント減ってはおりますが、非常に高い水準である。有効求人倍率は0.42倍と、前月から横ばいであり、過去最低の水準である。

ハローワークを訪れる事業主都合離職者、自分の都合で離職した労働者ではない方々も、前年同月比で76.6%増と、倍増に近い状況でございます。また、日銀短観9月調査の雇用人員判断では、全産業で雇用の過剰感が非常に高水準にあります。

また、8月の雇用保険受給者数は、前年同月比60.0%増の96万2000人。これも1.6倍になっております。また、各都道府県労働局からの報告によると、昨年10月から本年9月における非正規労働者の雇止めは4127事業所で、23万9000人という規模でございました。

有効求人倍率は、平成19年の6月にピークを迎えたあと、落ちる一方であり、昨年の秋頃からの落ち込みは非常に激しいものとなっております。

完全失業率は、だいたい15年ぐらいから下がってきていたものが、これもまた19年7月頃に底を打ちまして、そのあと昨年秋ぐらいから、絶壁のように非常に急速なペースで上がっております。これが、我が国の現状でございます。

これに対しまして、どういった対策を講じているかという点でございます。雇用対策の実施状況でございます。まず非常に大きな柱が、雇用維持でございまして、雇用の喪失を回避し、企業が労働力を維持できるよう、その取り組みを支援するものです。これは、グローバル・ジョブズ・パクトの中でも言われているものでございます。

その具体的な中身ですが、まず雇用調整助成金の拡充等。これは、企業が労働者を解雇せずに、

教育訓練あるいは求職等で、要するに解雇せずに雇用を維持した場合に、その賃金等を助成しているわけですが、それにつきまして現在対策として、約6000億円程度付けております。対象事業者数は8万3000件、対象者数は243万2565人というような状況でございます。

これは、その下でございますが、派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を5分の4から10分の9に、大企業は3分の2から4分の3に引き上げるというのを、本年3月31日からやっております。

また、残業時間削減により雇用を維持した場合に、契約労働者は年30万円、派遣労働者は年45万円、大企業はそれぞれ20万円、30万円という助成を本年3月31日より行っております。

また、大企業の教育訓練費の引き上げを行っております、1年間の支給限度日数の撤廃も本年6月8日から講じております。

続きまして、派遣切り等の防止でございます。昨年秋以降、派遣切りというのが非常に問題になったわけですが、これについて、派遣元がしっかりしてもらわなければならないということで指導の強化、また企業基盤がしっかりしたものとなるように規制も強化しております。

まず派遣先による中途解除に伴う損害賠償の確保、派遣元による雇用の維持および労働基準法の遵守等の指導監督の実施。これは3月31日に指針というものを改正しております。また、資産、現金、預金等の許可要件の厳格を本年5月18日に、要領改正で行っているところでございます。

続いて、先ほどの雇用維持の柱とともに、もう一つ非常に大事なのが、雇用創出ということでございます。まず一つ目、雇用創出対策ということで、ふるさと雇用再生特別交付金等、都道府県や市町村等で各地域に見合った雇用を創出する、その地域の実情に合った雇用創出をすることについて、支援を行っております。これについては、約20万人分ということでございます。

次に、再就職支援・能力開発対策でございます。「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援ということで、7000億円積み上げておりますが、雇用保険を受給できない方を対象に、職業訓練の拡充、訓練・生活支援給付の支給。その訓練期間中の収入を保障するものでございます。

受講者数は現在6784人でございます。給付で認定件数が4680件、ひと月ちょっとで、そのぐらいの数字が出ております。

十分な技能・経験を有しない者への中小企業等による実習型雇用、職場体験・雇入れの実施。こういった実験的といいますか、実習という形での雇用を奨励しております、求職者数が8288人に対して、開始者数が776人となっております。

続いて、長期失業者、住宅を喪失し就職活動が困難となっている者への再就職、住居・生活支援ということで、現在1200人開始者がおるわけでございます。

もう一つ、ハローワークの機能の抜本的強化ということで、ハローワークの職員を増強いたしまして、相談、就職指導、就職あっせん等に努めているところでございます。

また、離職者訓練の強化ということで、職を離れた人の訓練の実施規模の拡充。例えば、介護分野、IT分野等、今後成長が見込まれるような分野について、長期訓練を4月1日より実施しております。雇用創出については以上でございます。

続きまして、セーフティネットの拡充も行っております。まず雇用保険のセーフティネット機能

の強化でございます。非正規労働者について適用を拡大、また給付も拡充しております。これは本年3月31日からやっております。

また、住宅・生活支援ということで、離職に伴い住居を失った方への、就労支援を合わせた入居初期費用等の資金貸付を9月25日現在1万件以上行っているところでございます。また、雇用促進住宅への入居あっせんということで、9月25日現在7880件行っております。

また、離職後も社宅・寮等に労働者を居住させる事業主へ月額4～6万円を助成ということで、846件1万3866人助成しています。また、雇用と住居を失った方への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等、1093億円積み上げておりますが、全国の自治体等で実施しております。こういった失業に伴いまして、住宅を失うことを防ぐための取り組みでございます。

次に、内定取消し対策ということで、企業の指導を強化するとともに、企業名公表制度を整備しております。これは4月末までに15社公表しております。また、未内定学生等への就職面接会の実施を4月以降順次やっております。

また、障害者雇用対策ということで、特定求職者雇用開発助成金の拡充に344億円。これは844件の支給決定を行っております。

また最後ですが、外国人労働者への支援ということで、6月1日より133人の相談員を日系人集住地域を中心に配置し、5月より就労準備研修の実施を行っております。

以上が、日本政府としての取り組みでございますが、今申し上げたような施策は、グローバル・ジョブズ・パクトに大抵盛り込まれているものでして、グローバル・ジョブズ・パクトと方向性は同じであり、それぞれの施策は一定の成果を上げていると考えております。

現在まだ具体的に、今後こういった対策をさらに追加するかということが申し上げられる状況ではないのですが、こういった対策は引き続き実施していくことになると思います。まだ雇用危機から回復したという状況には程遠いので、今後ともこういった対策を継続するとともに、またさらに必要な施策があればそれを行い、危機からの回復というものを実現できるよう、またそれへの政府としての支援ができるように、対策を講じていく考えでございます。政府としての報告は以上でございます。ありがとうございました。(拍手)